

四日市市避難行動要支援者制度に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 8 月 3 月 1 7 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市避難行動要支援者制度に関する要綱の一部を改正する要綱

四日市市避難行動要支援者制度に関する要綱(平成 2 6 年四日市市告示第 4 7 1 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(避難行動要支援者名簿の作成)</p> <p>第 3 条 市長は、本市の区域内に居住する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものに係る避難行動要支援者名簿を作成するものとする。ただし、社会福祉施設、医療機関等に入所し、又は入院している者を除く。</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p>(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 1 7 年法律 1 2 3 号)第 5 条に規定する障害福祉サービス、児童福祉法第 6 条の 2 に規定する障害児通所支援、四日市市障害者(児)日中一時支援事業実施要綱(平成 2 0 年四日市市告示第 9 0 号)に規定する日中一時支援及び四日市市障害者(児)移動支援事業実施要綱(平成 2 0 年四日市市告示第 9 1 号)に規定する移動支援を利用する者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 1 8 年政令第 1 0 号) <u>第 1 条に規定する</u> 疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けるもの。ただし、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者</p>	<p>(避難行動要支援者名簿の作成)</p> <p>第 3 条 市長は、本市の区域内に居住する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものに係る避難行動要支援者名簿を作成するものとする。ただし、社会福祉施設、医療機関等に入所し、又は入院している者を除く。</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p>(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 1 7 年法律 1 2 3 号)第 5 条に規定する障害福祉サービス、児童福祉法第 6 条の 2 に規定する障害児通所支援、四日市市障害者(児)日中一時支援事業実施要綱(平成 2 0 年四日市市告示第 9 0 号)に規定する日中一時支援及び四日市市障害者(児)移動支援事業実施要綱(平成 2 0 年四日市市告示第 9 1 号)に規定する移動支援を利用する者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 1 8 年政令第 1 0 号) <u>別表に掲げる特殊の</u> 疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けるもの。ただし、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障</p>

保健福祉手帳の交付を受けた者を除く。	害者保健福祉手帳の交付を受けた者を除く。
(6) (略)	(6) (略)
2 から 4 まで (略)	2 から 4 まで (略)

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

(危機管理監危機管理室)